

立川市単価契約建設系委託実施要領

平成27年4月1日

立 川 市

目 次

第1	目 的	1
第2	適用範囲	1
第3	定 義	1
	1. 単価契約	1
	2. 単価契約委託	2
	3. 発注限度額	2
	4. 指 示	2
第4	指示基準	2
第5	委託指示・管理	2
	1. 指 示	2
	2. 指示限度額	2
	3. 履行管理	3
	4. 精算期間	3
第6	そ の 他	3

第1 目的

この要領は、立川市が発注する単価契約建設系委託に関し必要な事項を定め、その事務処理を明確にすることにより、適正かつ迅速な履行を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要領は、建設系（土木及び建築）委託業務のうち、次の各号に掲げるものに適用する。

1. 調査

- (1) 埋設物調査委託
- (2) 物件調査委託
- (3) 道路突出し看板実態調査

2. 測量

- (1) 測量及び権利調査委託
- (2) 立川駅南口土地区画整理事業地区測量委託
- (3) 公園緑地測量委託
- (4) 水路境界測量委託
- (5) 道路境界補正等測量委託
- (6) 測量・調査及び境界石埋設委託

3. 管理

- (1) 街路樹せん定等委託
- (2) 公園緑地管理委託
- (3) 事業用地管理委託

4. 清掃

- (1) 下水道管渠緊急清掃委託
- (2) 路面排水施設清掃委託
- (3) 道路清掃委託

第3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 単価契約

単価契約は、総価契約に対する概念であって、総価契約がその目的、数量、金額、履行期限等の要素を確定のうえ契約するのに対して、少ない数量で同種のことを反復継続して行う場合に、その都度契約することは事務処理上煩雑であるため、契約の目的である物又は役務の給付についてその規格及び単位当たりの価格だけを定め、金額はその実績に基づいて算定することを内容とした契約形態をいう。

2. 単価契約委託

単価契約委託は、総価契約委託では対応が困難な即時性のある作業、小規模又は点在性のある作業等を対象として、これらの作業等に必要な種別及び単価のみを契約し、指示書に基づいて発注する委託をいう。

3. 発注限度額

発注限度額は、単価契約の履行期限内に予定される委託の指示総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）をいう。

4. 指示

指示は、発注者側の発議により受注者に対して「指示書」をもって作業等の内容を示し、実施させることであり、この指示書による指示は、「発注」及び「契約」を併せもつ行為をいう。

第4 指示基準

1. 指示基準

指示にあたっては、積算基準等に基づき設計するものとする。

第5 委託指示・管理

1. 指示

単価契約の指示は、発注者側が実施すべき事務及び作業について、契約種類、発注限度額及び契約期間の範囲内で受注者に対して、委託箇所、委託内容及び委託指示期間を示し、受注者に業務を履行させるものとする。

(1) 委託指示書（別記様式）

委託指示書は、箇所、内容、期間等を記載したものをいう。

(2) 委託の実施方法

ア 監督員は、委託指示書に基づいて、受注者に作業等の内容（現場状況等）を説明する。

イ 受注者は、監督員からの説明に基づき速やかに作業条件及び現場状況等を確認のうえ、事務及び作業に着手するものとする。

ウ 受注者は、精算期間終了後、速やかに仕様書に定める各種書類を提出する。

2. 指示限度額

原則として1件の指示する概算委託費の限度額は、次の各号に掲げるとおりとし、この限度額には、消費税相当額を含むものとする。ただし、市民生活に重大な影響があり緊急に対応する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 調査 1,500,000円
- (2) 測量 1,000,000円
- (3) 管理 500,000円（事業用地管理委託は、1,000,000円）
- (4) 清掃 500,000円

3. 履行管理

履行管理に伴う検査は、該当する標準仕様書、特記仕様書等により監督員が行うものとする。なお、材料検査願、材料搬入調書、材料試験結果報告書等に相当する書類の提出は、原則として必要としない。

4. 精算期間

原則として精算期間は四半期ごととし、その翌月に精算する。ただし、指示件数が10に満たない場合は、次期四半期に精算する。

第6 その他

(1) 第3の2において単価設定のない種別及び単価をやむを得ず必要とする場合には、当該単価契約に準じ算出し、担当課長がこれを定める。

(2) この要領の施行について必要な事項は、行政管理部長、まちづくり部長及び環境下水道部長が協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

